解散公告

当法人は、平成二十九年五月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

兵庫県高砂市荒井町紙町一丁目三四

特定非営利活動法人ナルド

清算人　橘　利昭

解散公告

当社は、平成二十九年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

兵庫県たつの市御津町苅屋四七五番地の三

中央タクシー有限会社

清算人　脇村　明彦

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

鳥取県米子市道笑町四丁目六六番地四

株式会社アーキテクトエンドウ

代表清算人　遠藤　秀美

解散公告

当社は、平成二十九年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

岡山県久米郡美咲町西川八五〇番一一地

有限会社村上工業所

清算人　村上　克巳

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

徳島県阿南市向原町下ノ浜三七番地三

旭汽船有限会社

清算人　小松　寛幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

高知県室戸市羽根町乙一一八七番地

特定非営利活動法人ソラトゥミ

清算人　中屋　伸一

解散公告

当社は、平成二十九年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

福岡市早良区田隈三丁目九番七号

株式会社津上商会

代表清算人　津上　隆志

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

福岡県宗像市日の里七丁目二七番地七

有限会社トミシマ

清算人　富島　忠夫

解散公告

当社は、平成二十九年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

沖縄県浦添市城間二丁目七番一の五〇三号

リボーン株式会社

代表清算人　石垣　福美

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年四月五日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

茨城県行方市四鹿字梨木窪二〇二番地八

農事組合法人麻生町葉たばこ生産組合

清算人　箕輪　金造

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年四月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

大阪府東大阪市喜里川町一〇番四号

宗教法人法流寺

清算人　天野　正亮

解散公告（第二回）

当修道院は、平成二十九年四月十一日に解散したので、当修道院に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

福島県耶麻郡磐梯町大字更科字源橋道五〇八六番地

ドミニコ会雪の聖母修道院

代表清算人　難波　節子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月三十一日理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

佐賀県武雄市若木町大字川古八八七六番地

学校法人明信学園

清算人　楠村　量子